

大分県建築基準法施行条例

(昭和46年7月31日 大分県条例第27号)

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第43条第3項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限について定めるものとする。

第二章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第2条 建築物（居室を有する建築物に限る。以下この条において同じ。）をがけ（高さが2メートルを超え、かつ、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）に近接して建築しようとする場合において、がけの上に建築しようとするときはそのがけの下端からの水平距離を、がけの下に建築しようとするときはそのがけの上端からの水平距離をそれぞれそのがけの高さの2倍以上保たなければならない。

2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。

3 前2項の規定は、建築物の規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

(木造建築物等の防蟻)

第3条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造部分については、その構造耐力上主要な部分は、地面からの高さ20センチメートル以内に設けてはならない。

(木造建築物の防蟻)

第4条 階数が2以上で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超える木造の建築物は、防蟻上有効な措置を講じなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがない場合は、この限りでない。

(連続式店舗の通路)

第5条 建築物内に設ける各構えごとに区画された連続式店舗（その床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）の前面には、幅員2.5メートル以上の通路を避難上有効に設けなければならない。ただし、通路の片側のみに構えを有するものにあつては、1.5メートル以上とすることができる。

第三章 特殊建築物及び長屋の構造

第一節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(客席部分からの出口)

第6条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（集会場にあつては、客席に固定式のいす席を有するもの又は一の集会室の集会の用に供する部分の床面積が200平方メートル以上のものに限る。以下「劇場等」という。）の客席部分からの出口（常時使用するもののほか、非常時に使用できるものを含む。第4項、第8条第2項及び第10条第2項を除き、以下同じ。）の数は、次の表の上欄に掲げる客席部分の定員に応じ、それぞれ当該下欄に定める出口の数以上としなければならない。

客席部分の定員	出口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1000人未満	4
1000人以上	5

2 前項の定員は、次の各号に掲げる数を合算して算定する。

一 従業員の数

二 客席部分ごとに次のイからハまでの方法によつて算定した数を合算した数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下この号において同じ。）

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

3 客席部分からの出口の幅は、当該出口において避難の際に通過すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値（当該数値が1メートル未満のときは、1メートル）以上としなければならない。

4 客席部分からの主要な出口（常時使用するものに限る。）の幅の合計は、前項の出口の幅の合計の2分の1以上としなければならない。

5 客席部分からの出口は、客席から容易に認識できる位置に配置するとともに、これを2以上設ける場合は、相互にできる限り離さなければならない。

(廊下)

第7条 劇場等の廊下の幅は、当該廊下において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値（当該数値が1.2メートル未満のときは、1.2メートル）以上としなければならない。

2 前項の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 原則として、避難方向に向かつて狭くならないこと。
- 二 客席部分からの出口の扉については、避難の障害にならないように設置し、かつ、前項の規定により必要とされる廊下の幅の2分の1以上を妨げないこと。
- 三 客席部分からの出口から行き止まりとなる部分の長さを10メートル以下とすること。
- 四 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、8パーセント（有効な滑り止めを設けた場合は、10パーセント）以下とすること。

（直通階段）

第8条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、当該直通階段において避難の際に流入すると想定される人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

2 前項の規定により必要とされる直通階段の幅の合計の2分の1以上を、第10条第2項に規定する出口付近に通じさせなければならない。

3 直通階段の入口の幅は、第1項の人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

（避難階段等）

第8条の2 劇場等の階段で次の各号のいずれかに該当するものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第123条第2項に規定する屋外避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段としなければならない。

- 一 客席部分から直接進入することができる階段
- 二 客席部分が避難階から6メートルを超える下方にある場合の避難階までの直通階段

（避難階における避難経路）

第9条 劇場等の階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の10分の8以上としなければならない。

2 避難階における階段の出口から屋外への出口に至る経路の幅は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅の合計以上としなければならない。

（屋外への出口）

第10条 劇場等の屋外への出口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出口の数は、2以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席部分の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- 二 出口の幅は、当該出口において避難の際に通過すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値（当該数値が1メートル未満のときは、1メートル）以上とすること。

2 屋外への出口（常時使用する出口又はその付近の出口に限る。）の幅の合計は、前項第二号の規定により必要とされる出口の幅の合計の2分の1以上としなければならない。

（敷地内の通路）

第10条の2 劇場等の敷地内には、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口（次項において「出口」という。）から、道、公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

ない。

2 前項の通路の幅は、出口の幅の合計以上としなければならない。

(客席部分の構造)

第11条 劇場等の客席部分で主階以外にあるものの前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、当該客席部分の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

2 客席部分に段床を設ける場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 各段の床幅は、80センチメートル以上とすること。

二 各段の高さが50センチメートル以上あるときは、それぞれの客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にあるそれぞれの客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

3 客席部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 縦通路の幅は、当該通路において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(両側にいす席がある場合で当該数値が80センチメートル未満のときは80センチメートル、片側だけにいす席がある場合で当該数値が60センチメートル未満のときは60センチメートル)以上とすること。

二 横通路の幅は、当該通路において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(当該数値が1メートル未満のときは、1メートル)以上とすること。

三 通路を傾斜路とする場合は、その勾配を10パーセント以下とすること。ただし、手すり等を設けた場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

四 通路を階段状とする場合は、次のイ及びロによること。

イ けあげは18センチメートル以下とし、かつ、踏面は26センチメートル以上とすること。

ロ 通路の高低差が3メートルを超える場合は、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずるずい道に通じさせること。ただし、勾配が20パーセント以下の場合には、この限りでない。

(舞台部分と客席部分との区画)

第11条の2 劇場等の客席部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、舞台部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席部分とを準耐火構造の額壁で区画し、これを小屋裏に達せしめなければならない。

(劇場等の用途に供する部分への準用)

第11条の3 劇場等の用途に供する部分(一つの建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等以外の用途と複合して設置される場合に、一つの客席部分に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。以下同じ。)については、第6条から前条まで、第12条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「劇場等」

とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第10条中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と読み替えるものとする。

(劇場等の用途に供する部分の階段の共用)

- 第11条の4 劇場等の用途に供する部分の避難のための階段で同一階の他の用途に供する部分(他の劇場等の用途に供する部分を含む。以下同じ。)の避難のための階段と共用するものの幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。
- 2 前項の階段までの経路は、他の用途に供する部分(共用ロビー、共用廊下等を除く。以下同じ。)を経由してはならない。
 - 3 第1項の階段が避難階において建物内部に面している場合においては、避難階における当該階段の出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分を経由してはならない。
 - 4 複数の劇場等の用途に供する部分が積層し、それぞれの劇場等の用途に供する部分が共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において劇場等の用途に供する部分から当該階段に流入すると想定される人数(以下「流入人数」という。)を合計した人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、同項の階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合の階段の幅は、流入人数(一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、流入人数を合計した人数とする。)の最大の人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。
 - 6 前項の屋外避難階段には、流入人数に0.05平方メートルを乗じて得た数値以上の面積を有する前室又はバルコニーを設けなければならない。

(この節における制限の緩和)

- 第12条 劇場等の用途に供する建築物で、その用途又は規模により、防火上及び避難上支障がない場合は、この節の規定による制限を緩和することができる。

第二節 特殊建築物のボイラー室

(ボイラー室の構造)

- 第13条 特殊建築物(法別表第一(イ)欄の(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するものに限る。以下同じ。)のボイラー室(当該特殊建築物に附属するものを含み、発熱量の合計が1時間につき70キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料(第三号に掲げる場合を除く。)で造ること。
 - 二 外壁の開口部には、法第2条第九号の二に規定する防火設備を設けること。
 - 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画すること。

第三節 共同住宅、寄宿舍及び長屋

(共同住宅等の内装)

第14条 共同住宅、寄宿舍又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の床（最下階の床を除く。以下この条において同じ。）又は階段が木造である場合においては、その階下の天井又はその階段裏の仕上げは、準不燃材料でなければならない。ただし、床及び階段が準耐火構造である場合においては、この限りでない。

(長屋の構造)

第14条の2 その階数が3以上の長屋は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、令第136条の2の技術的基準に適合する建築物にあつては、この限りでない。

- 一 その特定主要構造部が法第2条第九号のニイに掲げる基準に適合すること。
- 二 その主要構造部が法第2条第九号の三イ又は口のいずれかに該当すること。

第四節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第15条 自動車車庫（その床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）の用途に供する建築物で、次の各号の一に該当するものは、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は法第2条第九号の三口に該当する構造のうち柱及びはり在不燃材料とし、床を準不燃材料とする構造としなければならない。

- 一 当該用途に供する部分の上に2以上の階があるもの
- 二 当該用途に供する部分の上の階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(自動車修理工場の防火区画)

第16条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。

第四章 建築物又はその敷地と道路との関係

(適用区域)

第17条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第18条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(建築物の敷地と道路との関係)

第19条 卸売市場、貨物等の集配所、長屋又は法別表第一（い）欄の（二）項から（六）項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1000平方メートル以下のものの敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（劇場等の敷地と道路との関係）

第20条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ下欄の数値以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

客席部分の床面積の合計（単位平方メートル）	道路の幅員（単位メートル）
200以下のもの	4.0
200を超え、600以下のもの	6.0
600を超えるもの	8.0

2 前項に規定する建築物の主要な出入口の前面には、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ下欄の数値以上の奥行を有し、かつ、前項に規定する道路に第10条第1項第二号の規定により計算した数値以上接する空地を設けなければならない。

客席部分の床面積の合計（単位平方メートル）	道路の幅員（単位メートル）
200以下のもの	1.5
200を超え、600以下のもの	2.0
600を超えるもの	3.0

3 前項に規定する空地内には、地上から3メートル以上の空間に、主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物の部分を突き出すことができる。

（物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係）

第21条 物品販売業を営む店舗と用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地は、当該用途に供する床面積が最大の階におけるその床面積100平方メートルにつき120センチメートルの割合で計算した数値以上道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する建築物の主要な出入口の前面には、同項に規定する数値の2分の1以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が1500平方メートル以内の建築物については、この限りでない。

3 前項に規定する空地には、前条第3項の規定を準用する。

（法第43条第1項各号のいずれかに該当する建築物に対する特例）

第21条の2 法第43条第2項各号のいずれかに該当する建築物については、第18条、第19条、第20条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(長屋の出入口)

第22条 長屋(延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 第14条の2各号のいずれかに該当するもの
- 二 6戸建以下の建築物(前号に規定するものを除く。)で各戸の主要な出入口から道路、公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けたもの

(自動車車庫及び自動車修理工場の敷地と道路との関係)

第23条 自動車車庫及び自動車修理工場(その床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。)の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路又はその部分に接して設けてはならない。ただし、交通上支障がない場合には、この限りでない。

- 一 幅員6メートル未満の道路
- 二 交差点若しくは曲り角から5メートル以内の道路の部分
- 三 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路の部分

2 前項の自動車修理工場の主要な出入口の前面には、その出入口の幅以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。

3 前項に規定する空地には、第20条第3項の規定を準用する。

(倉庫業を営む倉庫等の敷地と道路との関係)

第24条 倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所及び卸売市場の主要な出入口又は敷地の出入口と道路との関係については、前条の規定を準用する。

(一定の複数建築物に対する特例)

第24条の2 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物及び法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物については、この章の規定は、適用しない。

第五章 災害危険区域

(災害危険区域)

第25条 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(建築の制限)

第26条 前条の災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事等の施工により建築物の安全上支障がない場合は、この限りでない。

第五章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第26条の2 法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域として指定する区域は、次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。)について平均地盤面からの高さとして指定する高さは、同表の中欄に掲げる高さとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の下欄に掲げる号とする。

指定する区域	指定する高さ	指定する号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	—	(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4メートル	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	4メートル	(二)

第六章 雑則

(既存建築物等に対する制限の緩和)

第27条 法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、知事はその建築物及び敷地の状況により、やむを得ないと認めるものについては、同条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を緩和することができる。

(仮設建築物等に対する特例)

第28条 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物及び法第87条の3第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物については、第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(避難安全性能を有する建築物の階等に対する特例)

第28条の2 令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであることが確かめられた建築物の階(同項の認定を受けたものを含む。)については、第5条、第6条、第7条(第2項第一号及び第四号を除く。この項及び次項において同じ。)及び第8条(第6条から第8条までの規定を第11条の3において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
2 令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであることが確かめられた建築物(同項の認定を受けたものを含む。)については、第5条から第10条まで(第6条から第10条までの規定を第11条の3において準用する場合を含む。)及び第11条の4の規定は、適用しない。

第七章 罰則

第29条 第2条第1項若しくは第2項、第3条、第5条、第6条第1項、第3項若しくは第4項(第11条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第7条から第11条の2まで(第11条の3において準用する場合を含む。)、第11条の4、第13条から第16条

まで、第18条、第19条、第20条第1項若しくは第2項（第11条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第21条第1項若しくは第2項、第22条、第23条第1項若しくは第2項（第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第26条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は、当該工事の施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築物の建築主の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項に規定する刑を科する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第1項に規定する刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

【途中省略】

附 則（最終改正）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。